

## ■申請方法

### 【申請に必要な書類】

#### ○「申請書」(様式第1号)

⇒「購入証明書」欄に販売店からの証明を受けてください。

#### ○「請求書」(様式第2号)

⇒申請者名義の口座を記入してください。

「申請書」と「請求書」は、市ホームページからダウンロードできます。(キーワード検索「生ごみ処理機」)また、市役所ごみ減量課又はお近くの地区市民センター、出張所にも用意していますのでご利用ください。

#### ○申請者名義の「領収書」

⇒「購入証明書欄」の証明がある場合、領収書はコピーでも可

・「購入証明書欄」の証明がない場合、「申請者氏名」及び「交付申請書の購入証明書欄の各項目」が全て記載された領収書原本を添付

※ 支払い方法がクレジット払いや宅配業者による代引きなど、現金払い以外の方法の場合で領収書の添付が困難な場合には、「申請者氏名」及び「交付申請書の購入証明書欄の各項目」が全て記載された書面を添付してください。

(例)クレジット利用明細、代金引換明細など

※ 電子マネーで支払いの場合には、ポイント使用の有無が確認できる書類を添付してください。

### 【申請先】

○市役所ごみ減量課(本庁舎12階)又は地区市民センター、出張所に直接ご提出いただくか、郵便(住所等は下記に記載)でお送りください。

### 【申請できる期間】

○生ごみ処理機を購入した日から1年以内です。

※ 申請日は、市(窓口)へ提出した日(郵送の場合は、消印日)になります。

偽り、その他不正の手段や転売を目的とした補助金の交付申請により交付された補助金は返還していただくことがあります。

その他、不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 環境部 ごみ減量課:028-632-2414

URL <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

NEW

You Tube動画で説明

「90秒でわかる!

家庭用生ごみ処理機設置費補助金の  
申請方法(ネットショップ購入対応)」

最近増えているネット購入ならではの生ごみ処理機の申請に必要な書類についても詳しく説明した動画を作成しました。購入・申請する前にぜひご覧ください。



宇都宮市からのお知らせ

## 家庭用生ごみ処理機設置費補助制度について



宇都宮市ではカーボンニュートラルの実現のため、家庭から出る生ごみの減量化・資源化に資する電動式または非電動式の生ごみ処理機を購入・設置する場合に、生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。

※カーボンニュートラルとは、二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理等による「吸収量」を差し引いて、その合計を実質的にゼロにすることを指します。

### ■補助対象

#### 【交付の対象】

- 購入時及び申請時に市内に住民登録があり居住している人
- 生ごみを減量するために生ごみ処理機を購入し設置した人
- 市税の滞納がない人



#### 【申請できる数等】

- 電動式生ごみ処理機:1世帯につき1台まで
- 非電動式生ごみ処理機:1世帯につき3基まで

補助対象となるのは、電動式生ごみ処理機と非電動式生ごみ処理機のどちらか片方のみです。

- ※ 上記補助の上限数に達した後、機器の再購入などにより申請する場合は、以前補助の申請をした日から5年を経過したものは、補助対象となります。
- ※ インターネット等を利用して購入したのも補助対象になります。
- ※ 補助の対象は本体になります。発酵促進剤等は対象外になりますのでご注意ください。ただし、本体と発酵促進剤等がセットとなっているもの(ダンボールコンポストセット等)は対象となります。

### ■補助金の額

- 電動式生ごみ処理機:1台につき、購入価格の2分の1(上限40,000円)
- 非電動式生ごみ処理機:1基につき、購入価格の2分の1(上限6,000円)
- ※ 100円未満の端数は切捨てとします。
- ※ 購入価格とは、値引きやポイント使用分を差し引いた後の実支払額です。
- ※ 購入価格に送料や工賃等は含みません。
- ※ 予算の範囲内での補助金交付となります。

#### Q 生ごみ処理機ってどんなもの?

A 台所から出る「生ごみ」を乾燥させたり、たい肥にしたりすることにより、有効に生ごみを減らすことができる機器のことで、電気を使って乾燥や微生物分解を行うもの(電動式)や、自然の力で微生物分解を行うもの(非電動式)などがあります。種類によって設置場所や維持費が異なりますので、ご家庭のライフスタイルに合わせた機器をお選びください。また流しに設置するディスポーザーも生ごみを乾燥させるタイプは対象となりますが、設置には市上下水道局に事前申請が必要ですので工事受付センター(☎633-3164)までお問合せください。

生ごみをたい肥にしてリサイクル

